

くらしの安心情報

情報ファイル NO.30

平成19年12月10日

ネットで知り合った人から勧誘され購入した、マルチ商法のリラクゼーション機器を返品したい！

被害内容

【相談者 20代 女性】

会員制のブログで知り合った人から、メールで「低周波発生リラクゼーション機器を人に紹介して販売するビジネスをしないか」と勧められました。「誰でも高収入を得ている」と説明を受け、契約してしまいました(36万円)。しかし、人も紹介できないので解約を申し出たら、開封した商品は返品できないと言われました。

対処方法

最近、口コミだけでなくパソコンのメールなどで、ネットワークビジネスが急激に広がっています。この事例は「招待された人しか入れない」サイトを利用したマルチ商法の新しい手口です。

- ・ マルチ商法の加入契約は、いつでも解約(退会)できます。また、加入してから1年以内に解約する場合には、一定の条件で未使用の商品を返品できる中途解約制度があります。開封しただけでは使用したことにはなりません。
- ・ また、「誰でも高収入を得られる」と事実ではないことを告げ契約させている場合などは、法律上取消が可能です。相談者には、業者に対し内容証明郵便で契約の取消と商品の返品を申し入れるよう助言しました。
- ・ 知人に誘われても、「よくわからないけど儲かりそうだから」と安易に参加してはいけません。一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口、消費生活センターにご相談ください。

ビジネスになる！



発行：くらしの安心ネットとやま (事務局:富山県消費生活センター)

ご相談は...

TEL:076-432-9233 (消費生活相談)

076-433-3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)